

科 目 名(Subject)	法律学特論 (Special Legal Studies)		
単 位 数(Credits)	2 単位	開講時期	前期
担当教員名 (Name)	竹村 壮太郎 (Sotaro Takemura)	研究室番号 (Office)	520
Office Hours	適宜（あらかじめ、stakemur@res.otaru-uc.ac.jpまでお知らせください）		

1. 授業目的・方法(Course objective and method)

（１）本講義は、民法分野に関する最近の重要判例を精読・検討を行うことにより、民法の理解を深め、その理論的動向を把握することを目的としています。民法全般を検討対象としますが、具体的内容は受講者との協議により決定いたします。

（２）本講義は演習形式で進めます。これにより、基本的な議論の仕方、また、文献の調査方法を習得します。

（３）あらかじめ受講者の中から各回の報告担当者を決め、その担当者の報告をもとに、議論を行っていきます。担当者以外の受講者も、あらかじめ質問事項を作成し、質疑応答に積極的に参加する必要があります。担当者は毎回レジュメを作成し、授業日の前に提出してください。

2. 達成目標(Course Goals)

以下が本講義の達成目標となります。

- ・民法に関する近年の判例、裁判例への理解を深め、その理論的動向を把握する。
- ・民法学の基本的な議論の仕方、また、文献の調査方法を習得する。

3. 授業内容(Course contents)

本講義では、『重要判例解説』（ジュリスト臨時増刊）に掲載されている事案を中心に、比較的最近の重要な判例、裁判例を検討対象としていきます。授業内容は概ね以下の通りですが、受講者との協議により、変更していくことも可能です。興味のあるテーマがありましたら、遠慮なくご連絡ください。

（以下は、令和元年度の重要判例解説を中心に組み立てた講義内容の一例です。）

- 1．性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律と憲法（最決平成31年1月23日判時2421号4頁）
- 2．債権差押えによる時効の中断（最判令和1年9月19日民集73巻4号438頁）
- 3．電力供給契約の解約にかかる団地管理組合の集会決議の効力（最判平成31年3月5日判時2424号69頁）
- 4．所有権留保と集合動産譲渡担保権（最判平成30年12月7日民集72巻6号1044頁）
- 5．違法な仮差押命令の申し立てによる損害賠償請求（最判平成31年3月7日判時2423号20頁）
- 6．詐害行為取消しによる受益者の取消権者に対する受領済みの金員相当額の支払い時期（最判平成30年12月14日民集72巻6号1101頁）
- 7．高齢者の医療の確保に関する法律により代位取得した損害賠償請求権に係る債務についての遅延損害金の起算日（最判令和1年9月6日民集73巻4号419頁）
- 8．名義上の所有者と自賠法3条の運行供用者性（最判平成30年12月17日民集72巻6号1112頁）
- 9．不貞行為の相手方に対する離婚慰謝料の請求の可否（最判平成31年2月19日民集73巻2号187頁）
- 10．民法910に基づいて支払われるべき価額の算定の基礎と（最判令和1年8月27日民集73巻3号374頁）
- 11．民法916条における「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」（最判令和1年8月9日民集73巻3号293頁）
- 12．後遺障害逸失利益と定期金賠償（最判令和2年7月9日民集74巻4号1204頁）
- 13．中間省略登記と司法書士の注意義務違反（最判令和2年3月6日民集74巻3号149頁）
- 14．被用者の使用者に対する逆求償（令和2年2月28日民集74巻2号106頁）
- 15．本講義のまとめ

4. 事前学修・事後学修(Preparation and review)

(1) 事前学習：各報告の担当者は、担当する判例につき、使用教材をはじめとした文献をあらかじめ精読、調査し、報告用のレジュメを作成してください。担当者以外の受講生も、その部分を精読、調査したうえで、授業に参加してください。

(2) 事後学習：報告の担当者は、報告後、次の授業日までに、質疑応答の内容を踏まえた小レポートを提出してください。レポートの形式については、講義内でお示しいたします。

5. 使用教材(Teaching materials)

各回の使用教材、参考文献については、授業開始時にお示しいたします。ただし、差し当たり参考にするものとして、以下の文献を挙げておきます。

- ・『令和元年度重要判例解説』ジュリスト臨時増刊（1544号）

6. 成績評価の方法(Grading)

授業への参加具合（50%）、報告の準備と内容（30%）、提出課題（20%）、の総計により評価します。

7. 成績評価の基準(Grading Criteria)

初回の授業でも改めてお示しいたしますが、成績評価基準は以下の通りです。

秀（100～90）：民法（不法行為法）の問題について、秀でた理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について秀でた分析を加えることができる。

優（89～80）：民法（不法行為法）の問題について、優れた理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について優れた分析を加えることができる。

良（79～70）：民法（不法行為法）の問題について、良い理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について良い分析を加えることができる。

可（69～60）：民法（不法行為法）の問題について、理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について分析を加えることができる。

不可（59～0）：民法（不法行為法）の問題について、十分な理解力を持てず、民法理論を応用して、様々な問題について分析を加えることができない。

8. 履修上の注意事項(Remarks)

(1) 示された参考文献は、報告担当者もそうでない受講生も、必ず一読してから授業に参加ください。

(2) 授業はゼミ形式で行われ、全員の積極的な参加の上で成り立ちます。そのため、講義を欠席する場合は、必ず事前に連絡をください。やむをえない場合を除き、事前連絡なく欠席された場合、成績評価を不可とします。

(3) 上記の授業内容は、担当者の一案に過ぎません。受講者の関心に応じて柔軟に対応していきますので、初回の授業の際に、関心があること、取り組んでみたい論点につき、積極的に提案してください。なお、取り上げるテーマの準備もありますので、履修される予定の方は、初回が始まる前までに必ず stakemur@res.otaru-uc.ac.jp までお知らせください。

(4) 履修するにあたっては、学部で民法関連科目を学んでいる方が望ましいです。ただ学んでいない方でも、上記分野に関心があるのであれば、積極的に参加してみてください。なお民法を学んだことのない方は、あらかじめ代表的な教科書（例えば、民法全般については、潮見佳男『民法（全）（第2版）』（有斐閣、2019））を通読しておくようにしてください。